

嬉野市飼い主のいない猫避妊去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に基づき、飼い主のいない猫の不必要な繁殖防止、望まれない命の誕生による殺処分数減少、それらの猫による市民の生活環境被害の軽減及び人と動物が共生できる社会の実現を目的として、飼い主のいない猫に避妊去勢手術を実施する者に対し、その必要経費の一部を予算の範囲内において助成することに関し、嬉野市補助金等交付規則（平成18年嬉野市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 生後約4月以上の市内に生息する猫であって、飼い主（所有又は占有の意思をもって継続して給餌等の世話をする者をいう。以下同じ。）が存在しない又は首輪等を装着していない等の理由により飼い主の存在を推測することができないものをいう。
- (2) 避妊去勢手術 獣医師が行う卵巣、子宮又は精巣を摘出する手術をいう。
- (3) 住民グループ 市内に住所を有し、前条の趣旨に賛同の上、TNR活動を行う2人以上のグループをいう。ただし同一世帯の者で構成する住民グループは除く。
- (4) TNR活動 飼い主のいない猫を一時的に保護し、避妊去勢手術を実施し、その証として耳先をカットした猫を元の場所に戻す活動をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 区長
- (2) 住民グループの代表者
- (3) その他市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるときは、補助金の交付対象者としな。暴力団員と関連があるときも、同様とする。

(補助金の額及び頭数)

第4条 補助金の交付の額は、避妊去勢手術にかかる実費のみとし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。ただし、100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

(1) 避妊手術 1匹につき20,000円

(2) 去勢手術 1匹につき10,000円

2 補助の対象となる頭数は、1回当たり5頭以内とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、TNR活動実施前に、住民グループ登録申請兼飼い主のいない猫避妊去勢手術費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) TNR活動実施計画書(様式第2号)

(2) 活動地域が分かる地図等の図面

(3) 市税等納付状況閲覧承諾書(様式第3号)(住民グループ申請のみ)

(4) 振込口座通帳の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、環境下水道課に同項に規定する書類を持参する方法により行うものとする。

3 市長は、前項の規定により持参された書類を先着順に受け付け、補助金の交付申請額が予算額に達する日をもって受付を停止する。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要な調査を行い、その決定について、住民グループ承認兼飼い主のいない猫避妊去勢手術費補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(内容の変更及び取消し)

第7条 前条の規定により住民グループの登録の承認及び補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、交付申請事項を変更し、若しくは住民グループを解散し、又は避妊去勢手術を中止したときは、飼い主のいない猫避妊去勢手術費補助金登録事項変更申請書(様式第5号)又は飼い主のいない猫避妊

去勢手術費補助金取消申請書（様式第6号）にて、その旨を直ちに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請がなされ、変更を承認する場合にあっては飼い主のいない猫避妊去勢手術費補助金登録事項変更承認通知書（様式第7号）により、取消しを承認する場合にあっては飼い主のいない猫避妊去勢手術費補助金取消通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助対象者が偽りその他の不正の行為により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、TNR活動を完了したとき（一時保護した猫を手術後に元の場所に返したとき）は、飼い主のいない猫避妊去勢手術費補助金実績報告書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて、TNR活動の完了の日から30日を経過する日又は当該年度の3月31日（3月31日が土曜日又は日曜日で閉庁日であるときは、当該閉庁日直近の金曜日）のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（1） 手術費用の領収書

（2） 耳先カット部分の手術前後の写真

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、審査の上、補助金の額を確定し、飼い主のいない猫避妊去勢手術費補助金確定通知書（様式第10号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第10条 前条の通知書を受け、補助金を請求しようとする者は、飼い主のいない猫避妊去勢手術費補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。